

利用施設：

児童氏名：

新規 継続 変更

求職活動専念申立書

年 月 日

宇城市長

宇城市福祉事務所長 様

住所 _____

氏名 _____

児童との続柄 ()

私は、下記のとおり求職活動に専念していることを申し立てます。

また、児童入所後3ヶ月を過ぎても雇用先が決まらなかった場合は保育の実施が終了しても異議ないことを申し添えます。

あなたの求職活動等状況について、該当する番号を○印で囲んでください。

※選択した項目に応じて、裏面の証明書が必要です。

- 1 公共職業安定所を利用して求職活動をしている。→ 裏面【A】
- 2 民間職業紹介所を利用して求職活動をしている。→ 裏面【A】
- 3 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。→ 裏面【A】
- 4 募集広告などにより求人企業に応募し、採用選考（面接）を受けた。→ 裏面【B】
- 5 その他

◎ご注意ください！！

求職活動を保育の必要事由として入所決定した場合、入所月から3ヶ月以内に、1ヶ月の合計勤務時間が48時間以上の雇用先が決まらなかった際は、退所となります（1ヶ月合計勤務時間数が48時間未満の場合は、「保育を必要とする事由」に当たらないため、入所できません）。継続して通いたい方は、再度、新規で入所申し込みを行い、新たに「求職活動専念申立書」を提出していただきます。

年度途中の入所希望者と併せて入所判定を行いますので、継続入所できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

